

一、農民の一年間の食糧差押禁止法
獲得闘争に関する件
本部提案

理由

収穫の秋を目前に控へ、飢饉を畏ても農民の類に不安の影が消えないのは何故であるか
それは今年六十数年米の異態のために非常な不作であるからといふばかりでなく、積つた稲の殆ん
ど半分を小作米の名の下に地主に取上げられんともあるからである

農は国の礎であるとか大本であるとか口の先筆の先では云はれてゐても、實際に米を作る農
民にはなかなか飯が喰へないと云ふのが豊稔草稂の瑞穂国の仇く農民の實状なのだ。苦しい
生活を切り抜けぬために及至は文化的生活の要求から小作米減産の要求をなさんとするとき地
主達は吾がマエのこのみ考へ、頑固一徹にしてオインレと要求を容れてはくれない

はては裁判所を動かして執達令を發つて米麦の差押を為すか如き暴挙を敢てするのだ。差押を
受けて喰ふものかなくなつたら怒るるか、怖くことが出来なくなるのは勿論のこと、農民は飢死
するより外に道はない。農民が飢へることは國の盛衰とす所以である。だが而して日本の政治は、

國の本をとして地主たちを富ますといふことにある様である。我々は現行法律の上に於て虚偽
を受け保護からは除外されてゐる。例へば民事訴訟法が百十八條に依ると月給取りや軍人、地主
坊主等が受くる収入が一ヶ年三百円以下であるときは差押えが出来ない事になつて居り、三百円を
越ゆるときは、はじめ、その半額の差押が出来ること保護されてゐるが我々農民は斯る保護か
ら除外されてゐる。そこで我々は仇く農民を除外した政治向きに反対し、先づ以て農民が自分
で作つた米だけは自分で喰へる様になければならぬ

而してこの主張をスルジヨア法律の上にも具体化し一人当り一ヶ年の食糧を一石九斗五合とし
同格の副食物糧を月續り農民の一ヶ年間の食糧差押禁止法を制定せしめねばならぬ

實行方法

各支部を基盤とし未組織大衆をも動員奮闘して署名運動を展開し尙そのための部落委員会、村民大
会等を開き運動の趣旨を徹底せしめ、中央政府に法律の制定を要求する